

社会保険にご加入の60歳以上の方へ制度のご案内

契約更新に伴う健康保険・厚生年金の同日得喪および社会保険料（標準報酬月額）見直しについて

この制度は必ずしも利用する必要はありません。ご希望者のみ手続きいたします。

60歳以上の方が契約終了後に一日の空きもなく契約を更新される場合（または一日の空きもなく別の派遣先でのご就業される場合）、会社との雇用関係が一旦中断したものとみなし、新たな契約の契約上給与に応じて標準報酬月額（※1）を再計算し、保険料が下がる場合は保険の加入状態は継続したまま、健康保険・厚生年金の脱退手続きと加入手続きを同時に行うことで、上がった保険料を下げるすることができます。

なお、無期雇用の方は当制度の利用はできません。無期雇用から有期雇用に切り替わる場合は可能です。

以下、これを『同日得喪』とします。

（※1）標準報酬月額：雇用契約上の月給で区分した社会保険上の月額給与。社会保険料の計算の基となる。

【ご参考】

社会保険料は、

- ①保険加入時に決まる『資格取得時決定』
（時給×1日の所定労働時間×1ヶ月の所定労働日数）+1ヶ月の通勤費で計算
- ②年に一度、一斉に見直しを行う『定時決定』
- ③昇給、降給などにより給与に大幅な変動があったときに行う『随時改定』

の3つの方法で決まります。

時間外が増えるなどして、②または③により本来の契約上の給与に比べて社会保険料が上がってしまった方が、契約更新時に一旦保険を脱退し、同じ日に加入することで、①の方法で社会保険料の再計算をすることが可能になります。

60歳以上の方だけが手続きが可能な、特別な制度です。

※ただし、この『同日得喪』を選択されない場合でも、契約更新月から起算して4ヶ月目に標準報酬月額の改定が行われる可能性があります。

[社会保険料の決定方法詳細についてはこちらをクリック](#)

【ご注意】

- この制度を利用した場合、健康保険の番号が変わり、一時的にマイナ保険証の記録が中断しますが、1週間程度で更新した契約開始日に遡って記録が反映します。その際、新たにマイナンバーカードへの保険情報の紐づけの手続きは不要です。
- 健康保険の扶養のご家族がいる方は、再度、書類を提出し、認定を受ける必要があります。
- 標準報酬月額は将来の給付（年金や傷病手当金等の給付）の計算の元となっておりますので、手続きをすると給付額に影響が出ることがございます。
- 60歳になられたばかりの方は、60歳になった月の次の更新のタイミングから手続きが可能です。

【お申し出の時期と期限】

制度利用をご希望の方は、原則として、**契約更新月の当月1日～15日（土日祝の場合はよく営業日）まで**に、下記 URL または QR コードから①スタッフ番号、②氏名、③契約更新日を入力、送信してください。

<https://form.run/@roumuhoken-AnxLt0Cq0oHxWWPut2xt>



更新契約後の社会保険料をお調べて、保険料が下がる場合は、正式な手続き受付 URL 及び QR コードをご案内いたします。
（手続きをしても保険料が変わらない、または上がってしまう場合はその旨のご連絡をいたします。）

以上